

<p>○ 母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を 改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>子ども未来課 会計課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第六十二号

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

母子及び寡婦福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第一条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「寡婦福祉資金」を「父子福祉資金及び寡婦福祉資金」に改める。

第一条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「及び令」を「(令第三十一条の七及び令)」に、「令第二十三条」を「場合を含む。」に改め、「母子福祉資金貸付金」の下に、「父子福祉資金貸付金」を加える。

第二条の見出し中「母子福祉資金の」を削り、同条第一項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第二項中「資金の区分により次に掲げる」を「次の各号に掲げる資金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める」に改め、同項第一号中「事業開始資金又は事業継続資金」を「母子事業開始資金又は母子事業継続資金」に改め、同項第二号中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同項第三号中「技能習得資金又は修業資金」を「母子技能習得資金又は母子修業資金」に改め、同項第四号中「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に改め、同項第五号中「医療介護資金 イ」を「母子医療介護資金 イ」に、「医療介護資金の」を「母子医療介護資金の」に改め、同号イ中「医療介護資金 医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書」を「母子医療介護資金 母子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書」に改め、同号ロ中「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に改め、同項第六号中「生活資金」を「母子生活資金」に改め、同項第七号中「住宅資金」を「母子住宅資金」に改め、同項第八号中「転宅資金」を「母子転宅資金」に改め、同項第九号中「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に改める。

第三条の見出しを「(母子・父子福祉団体の貸付けの申請)」に改め、同条第一項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同条第二項第一号中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「理事」を「役員」に改め、同項第二号中「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に改める。

第五条の見出しを「(福祉資金貸付決定通知書等の交付)」に改める。

第六条の見出しを「(福祉資金借入書の提出)」に改め、同条第二項中「の所定期日」を「に規定する期日」に、「借入書」を「同項の福祉資金借入書」に改める。

第七条の見出しを「(貸付金の交付)」に改め、同条中「修学資金、技能習得資金及び修業資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金及び母子修業資金」に、「生活資金」を

「母子生活資金」に改める。

第九条中「修学資金」を「母子修学資金」に、「資金」を「当該資金」に改める。
 第十条の見出しを「(貸付金の増額)」に改め、同条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第十一条の見出し中「母子福祉資金貸付金」を「貸付金」に改める。

第十四条の見出し中「母子福祉資金の」を削り、同条中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に改める。

第十五条第一項中「事業開始(事業継続、住宅)資金据置期間延長申請書」を「据置期間延長申請書」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第三項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第三章 寡婦福祉資金の貸付けを「第三章 父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け」に改める。

第二十三条の表を次のように改める。

第二条第一項	第十三条第一項	第三十二条第一項
第二条第二項第一号	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
第二条第二項第二号	母子修学資金	寡婦修学資金
第二条第二項第三号	母子技能習得資金又は母子修業資金	寡婦技能習得資金又は寡婦修業資金
第二条第二項第四号	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
第二条第二項第五号	母子医療介護資金 イ	寡婦医療介護資金 イ
	母子医療介護資金の	寡婦医療介護資金の

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

第三条第二項	第二条第二項第九号	第二条第二項第八号	第二条第二項第七号	第二条第二項第六号	第二条第二項第五号	イ	第二条第二項第五号		
法第十四条	母子就学支度資金	母子転宅資金	母子住宅資金	母子生活資金	母子医療介護資金	配偶者のない女子	配偶者のない女子又はその者が扶養している児童	係る母子医療介護資金	母子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書
法第三十二条第四項において準用する法第十四条（各号を除く。）	寡婦就学支度資金	寡婦転宅資金	寡婦住宅資金	寡婦生活資金	寡婦医療介護資金	寡婦	寡婦	係る寡婦医療介護資金	寡婦医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書

第十二条	第十条第一項	第九条	第七条	第四条第一項	第三条第二項第二号	第三条第二項第一号
令第十二条	令第七条第三号から第五号まで又は第八号	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	母子修学資金	令第十条ただし書	令第九条第一項	母子事業開始資金
令第三十八条において準用する令第十二条	令第三十六条第三号から第五号まで又は第八号	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金	寡婦修学資金	令第三十八条において準用する令第十条ただし書	令第三十八条において準用する令第九条第一項	寡婦事業開始資金
					母子事業継続資金	寡婦事業継続資金

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

第十三条	令第十三条	令第三十八条において準用する令第十三条
第十四条	法第十三条第三項 母子修学資金又は母子修業資金	法第三十二条第二項 寡婦修学資金又は寡婦修業資金
第十五条第一項	令第八条第五項	令第三十七条第五項
第十六条	令第八条第三項ただし書	令第三十七条第三項ただし書
第十八条第一項	令第十七条	令第三十八条において準用する令第十七条
第十八条第二項	令第十七条ただし書	令第三十八条において準用する令第十七条ただし書
第十八条の二	令第十八条第一項	令第三十八条において準用する令第十八条第一項
第十九条第一項	令第十九条	令第三十八条において準用する令第十九条

第二十三条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。
 第二条から前条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条第四項	令第十九条第一項第二号	令第三十八条において準用する令第十九条第一項第二号
第二十条	法第十五条	法第三十二条第五項において準用する法第十五条第一項

第二条第一項	第十三条第一項	第三十一条の六第一項
第二条第二項第一号	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	父子事業開始資金又は父子事業継続資金
第二条第二項第二号	母子修学資金	父子修学資金
第二条第二項第三号	母子技能習得資金又は母子修業資金	父子技能習得資金又は父子修業資金
第二条第二項第四号	母子就職支度資金	父子就職支度資金

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

第三条第一項	第二条第二項第九号	第二条第二項第八号	第二条第二項第七号	第二条第二項第六号	ロ		イ			第二条第二項第五号	第二条第二項第五号
法第十四条	母子就学支度資金	母子転宅資金	母子住宅資金	母子生活資金	母子医療介護資金	配偶者のない女子	見込書 みによる診断及び所要経費	係る母子医療介護資金	配偶者のない女子	母子医療介護資金の	母子医療介護資金 イ
法第三十一条の六第四項に	父子就学支度資金	父子転宅資金	父子住宅資金	父子生活資金	父子医療介護資金	配偶者のない男子	見込書 みによる診断及び所要経費	係る父子医療介護資金	配偶者のない男子	父子医療介護資金の	父子医療介護資金 イ

	第十条第二項	第九条		第七条	第四条第一項	第三条第二項第二号	第三条第二項第一号	
令第七条第三号から第五号まで又は第八号	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	母子修学資金	母子修学資金、母子技能習得資金及び母子修業資金	令第十条ただし書	令第九条第一項	母子事業継続資金	母子事業開始資金	
令第三十一条の五第三号から第五号まで又は第八号	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金	父子修学資金	父子修学資金、父子技能習得資金及び父子修業資金	令第三十一条の七において準用する令第十条ただし書	令第三十一条の七において準用する令第九条第一項	父子事業継続資金	父子事業開始資金	において準用する法第十四条（各号を除く。）

第十二条	令第十二条	令第三十一条の七において 準用する令第十二条
第十三条	令第十三条	令第三十一条の七において 準用する令第十三条
第十四条	法第十三条第三項 母子修学資金又は母子修業 資金	法第三十一条の六第三項 父子修学資金又は父子修業 資金
第十五条第一項	令第八条第五項	令第三十一条の六第五項
第十六条	令第八条第三項ただし書	令第三十一条の六第三項た だし書
第十八条第一項	令第十七条	令第三十一条の七において 準用する令第十七条
第十八条第二項	令第十七条ただし書	令第三十一条の七において 準用する令第十七条た だし書
第十八条の二	令第十八条第一項	令第三十一条の七において 準用する令第十八条第一項

第十九条第一項	令第十九条	令第三十一条の七において 準用する令第十九条
第十九条第四項	令第十九条第一項第二号	令第三十一条の七において 準用する令第十九条第一項 第二号
第二十条	法第十五条	法第三十一条の六第五項に おいて準用する法第十五条

第二十五条中「及び」を「父子福祉資金及び」に改める。

「母子福祉資金貸付申請書」を「父子福祉資金貸付申請書」に
「母子福祉資金貸付申請書」を「父子福祉資金貸付申請書」に
様式第一号中 寡婦 寡婦

他の借入金 の状況	借入先又は名称		種類	借入金額	未償還額	償還完了予定年月日
	母子福祉資金	寡婦福祉資金				
	その他	その他				
			資金			

を

他の借入金の状況	借入先又は名称	種類	借入金額	未償還額	償還完了予定年月日
	母子福祉資金	資金			
父子福祉資金	資金				
寡婦福祉資金	資金				
その他					

「母子福祉資金として_____資金を借り入れたので、関係書類を添付の上
寡婦」 「母子福祉資金として_____資金を借り入れたので、関係書類を添付の上
寡婦」
上記のとおり申請します。 「 上記のとおり申請します。」

「母子福祉資金、修業資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金」や「母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父子・寡婦）修業資金、母子（父子・寡婦）就職支度資金又は母子（父子・寡婦）就学支度資金」は「母子福祉法」や「母子及び寡婦福祉法」や「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定める。

- 「母子」
- 6 父子の文字は、該当のものに○印をすること。
「母子 寡婦」

所要総金額	円	内訳	母子福祉資金 寡婦	円
-------	---	----	--------------	---

総て録し表中

資 金 使 用 画 算 (具体的に記入) (すること。)	種 別 (購入品等)	単 価	数 量	金 額	その 他		母子福祉資金 当 額
					(借入先)	円	

や

に改め、同様式の注2を次のように改める。

資 金 使 用 画 算 (具体的に記入) (すること。)	所要総金額	円	内 訳	母子福祉資金		母子福祉資金 当 額
				その 他	(借入先)	

「母子

2 父子 の文字は、該当のものに○印をすること。

「寡婦」

「 医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書

様式録三の二中

この受診者については、次の症状につき診療を要するものと認める。その所要経費の見込は、次のとおりである。

「 母子

父子医療介護資金借入申込みによる診断及び所要経費見込書

寡婦

「入院（完看完食）」や「入院」に該当する場合は、この欄に記入する。

この受診者については、次の症状につき診療を要するものと認める。その所要経費の見込は、次のとおりである。

「寡婦」

「母子

3 父子 の文字は、該当のものに○印をすること。

寡婦」

「母子
福祉資金団体貸付申請書」
「母子
福祉資金団体貸付申請書」
「母子
福祉資金団体貸付申請書」
「母子
福祉資金団体貸付申請書」

法に定める配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者	寡婦	その他の者	計
名	名	名	名

配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者	配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者	寡婦	その他の者	計
名	名	名	名	名

この欄は、回答式の柱を次のように改める。

「母子

2 父子の文字は、該当のものに○印をすること。

「寡婦」

様式第六号(一)中「親 申」を「父 申」と改める。

様式第六号(二)中「母子・寡婦福祉資金借入金」を「母子・父子・寡婦福祉資金借入金」と改める。

「 母子
福祉資金として 資金を借用したので、別紙関係書類を添えて申請
様式第六号(四)中 寡婦
を
します。」

「 母子

父子福祉資金として 資金を借用したので、別紙関係書類を添えて申請

と改める。

寡婦

します。」

様式第七号を次のように改める。

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第7号（第3条，第23条関係）

従業員世帯調書

ふりがな 氏名			年 月 日生		
住 所					
配偶者のない女子 又は配偶者のない 男子となつた理由					
現に児童を扶養し ている事実 (寡婦の場合は，か つて配偶者のない 女子として児童を 扶養したことの事 実)					
家 庭 の 状 況	家 族 数	資 産 状 況	生 活 の 状 況		
			余 裕 あ り	普 通	余 裕 な し
母子家庭，父子家 庭又は寡婦であ る こと の 証 明 (市町村長又は民 生委員)	氏 名 印				

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第9号（第4条，第23条関係）

年 度	貸付決定番号
	第 号

母子
父子福祉資金借用保証書
寡婦

資 金 名		
借 用 金 額	総 額	金 円
	月 額	金 円
利 子		
貸 付 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
償 還 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
償 還 方 法		年賦・半年賦・月賦 償還1回 金 円
借 主	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	

私は、上記貸付金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担します。
については、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び同法に基づく命令等に定めるところに誠実に従い相違なく償還します。

年 月 日

岡山県知事 殿
岡山県 県民局長

住所
連帯保証人 氏名

印

注 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

2 「母子
父子及び「年賦・半年賦・月賦」の文字は、該当のものに○印
寡婦」
をすること。

「 母子 福祉資金貸付決定通知書
寡婦」

様式第十号中「甲」を「乙」に

年 月 日申請の 母子 福祉資金は、下記のとおり貸付けすること
寡婦 を

に決定したので通知します。おつて、同封の借付書に必要事項を記入して押印
し至急提出してください。 」

「 母子

父子福祉資金貸付決定通知書

寡婦

母子

年 月 日付けで申請された父子福祉資金は、次のとおり貸付け

寡婦

することに決定したので通知します。

つきましては、同封の借付書に必要事項を記入し、かつ、押印の上、必要書
類を添えて至急提出してください。 」

年 賦	償還1回	金	円
半年賦			
月 賦			

に改め、同様式の注を次のように改める。

「母子 「年 賦

注 父子 及び 半年賦 の文字は、不用なものを抹消すること。

寡婦」 月 賦」

「 母子

福祉資金貸付不承認決定通知書

年	半年賦償還一回	円あて
月		

を

寡婦

様式第十一号中

を

年 月 日 申請の 母子 福祉資金 (資金)

は、貸付け不承認と決定したので通知します。

「 母子

父子福祉資金貸付不承認決定通知書

寡婦

母子

に改め、同様式の注を次のように改める。

年 月 日 付けで申請された父子福祉資金 (資金)

寡婦

は、貸付け不承認と決定したので通知します。」

「母子

注 父子 の文字は、不用なものを抹消すること。

寡婦」

「母子

様式第十一号中

母子 福祉資金借付書 及び 父子福祉資金借付書 並びに 「年・半年・月・賦金

寡婦

円あて 」 及び

「年賦・半年賦・月賦 償還1回 金 円」並びに「いたします」及び「します」並びに「母子及び寡婦福祉法」及び「母子並びに寡婦福祉法」並びに

「住 所

借主氏名

住 所

借主氏名

住 所

④ 「借 主

住所

④

④ 連 帯 借 主

住所

④ 並びに「児童等」氏名

連帯保証人

住所

連帯保証人
氏名

⑩

氏名

⑪

証明書を添付する」に於て「匡業に於て」「修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金」や「母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父子・寡婦）修業資金、母子（父
子・寡婦）就職支度資金又は母子（父子・寡婦）就学支度資金」に「母」や「母又は父」に於て「匡業に於て」「修学資金、修業資金、母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父

「母子

4 父子 及び「年賦・半年賦・月賦」の文字は、該当のものに○印をすること。

「寡婦」

様名簿十三号中「（県民局受付 年 月 日）」

」

「（町村受付 年 月 日）（福祉事務所受付 年 月 日）（県民局受付 年 月 日）」

母子福祉資金貸付金増額申請書
寡婦

申請者	住所				郵便番号□□□-□□□□
	氏名	年 月 日生			

を

母子福祉資金貸付金増額申請書
母子
寡婦

申請者	住所				郵便番号□□□-□□□□	
	連絡先	自宅	()	—	携帯電話	()
氏名		年 月 日生				

を

年賦

年償還

1回当たり償還金は当初分と増額分の合計額になる。

を

年賦・半年賦・月賦 年償還	1 回当たりの償還金は、当初分と増額分の合計額になる。
---------------	-----------------------------

「母子

「母子
福祉資金（ 資金）の増額借入れをしたいので、上記のとおり申請します。
寡婦

年 月 日

」
寡婦

年 月 日

」

改め、同様式の注4を次のように改める。

「母子

4 父子 及び「年賦・半年賦・月賦」の文字は、該当のものに○印をすること。

寡婦」

様式第十四号を次のように改める。

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第14号（第13条，第23条関係）

年 月 日

殿

岡山県 県民局長 印

母子
父子福祉資金貸付停止決定通知書
寡婦

あなたに対しては， 年 月 日から資金の貸付けを行ってき
ましたが，次の事実は，母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令
第13条第 号
第224号。以下「令」という。）第31条の7において準用する令第13条 号
第38条において準用する令第13条第 号
の規定に該当するので，貸付けを停止します。

第14条

なお，既に貸し付けた資金の据置期間は，令第31条の7において準用する令
第38条において準用する令第14

第14条の規定により，貸付停止後 6箇月 を経過するまでとなっておりますので，
1年

申し添えます。

（事実）

「母子 「第13条第 号 「第14
注 父子 ， 第31条の7において準用する令第13条第 号 ， 第31
寡婦」 第38条において準用する令第13条第 号 」 第38

条

条の7において準用する令第14条 及び 「6箇月 の文字は，不用なもの
1年 」

を抹消すること。

「 母子
福祉資金継続貸付申請書
 寡婦」

様名 藤十代 申 現在私は、^(修学)資金の貸付けにより修業していましたが、このたび母子及^(修業)

ひ寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令 第224号) 第5条第2項の規定により、こ
第33条第2項

の資金の貸付けが継続して受けられますよう、申請いたします。」

「 母子
父子福祉資金継続貸付申請書
 寡婦

私は、_____資金の貸付けにより修業していましたが、母子及び父子 ^{ひさる} 匡継代の申
第13条第3項

並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第31条の6第3項の規定により当
第32条第2項

該資金の貸付けが継続して受けられますよう、申請します。」

「2 下線部には、母子修学、母子修業、父子修学、父子修業、寡婦修学
又は寡婦修業のいずれかを記入すること。

「 2 「母子」 「修学」 及び 「第5条第2項」 の文字は該当のものに^{ひさる}
「寡婦」 「修業」 及び 「第33条第2項」 の文字は、該当のものに○印を
○印をすること。」
「母子」 「第13条第3項」
「父子」 及び 「第31条の6第3項」 の文字は、該当のものに○印を
「寡婦」 「第32条第2項」
すること。」

「事業開始

様名 藤十代 申 事業継続 資金据置期間延長申請書 や 「据置期間延長申請書」 ^{ひさる}

住 宅 』

「 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号） 第8条第5項
第37条第2項において準用する同令

第8条第5項 の規定により、

事業開始
事業継続

資金の据置期間の延長を次のとおり申請します。
住 宅 』

「 第8条第5項
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号） 第31条の6第5項の規定
第37条第5項 』

により、_____資金の据置期間の延長を次のとおり申請します。 』

「 事業開始 「第8条第5項
3 事業継続 及び 第37条第2項において準用する同令第8条第5項」 の文字は、 や
住 宅 』

該当のものに○印をすること。 』

「 第8条第5項
3 第31条の6第5項 の文字は、 該当のものに○印をすること。
第37条第5項 』

4 下線部には、母子事業開始、母子事業継続、母子住宅、父子事業開始、父子事業継
続、父子住宅、寡婦事業開始、寡婦事業継続又は寡婦住宅のいずれかを記入するこ
と。 』

「 母子 福祉資金繰上償還申出書
寡 婦

「 母子 福祉資金繰上償還申出書
寡 婦

このたび都合により次のとおり繰上償還をしたいので、申し出ます。」

このたび都合により次のとおり繰上償還をしたいので、申し出ます。」

』

様式の注を次のように改める。

「母子

注 父子 の文字は、該当のものに○印をすること。

寡婦」

「 母子
福祉資金の支払については、次の事由により納期限までに納入すること
様式第十八号中 寡婦 せ

が困難となったので、別紙証明書を添えて支払猶予を申請します。」

「 母子

父子福祉資金の支払については、次の事由により納期限までに納入すること
寡婦 せ
「せせ」 同様の注を次のように改める。

が困難となったので、別紙証明書を添えて、支払猶予を申請します。」

「母子

5 父子 の文字は、該当のものに○印をすること。

寡婦」

「 母子
福祉資金の貸付けを受けておりますが、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
様式第十九号中 寡婦 第15条
第32条第4項において準用する同法第15
せ

による次の事由が生じたので、償還を免除願いたく、必要書類を添付して申請します。」

「 母子

父子福祉資金の貸付けを受けていますが、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条の6第5項において準用
寡婦 第15条
第32条第5項において準用する
「せせ」 同様の注を次のように改める

する同法第15条 の規定により、次のとおり、必要書類を添えて、償還の免除を申請します。

同法第15条第1項

せ。

を加え、同1②中「第32条の2第1項、第3項」を「第31条の6、第32条」に加え、同1③中「第32条第4項」を「第31条の6、第32条」に加え、「第4条」を並べ、同1④中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に加え、「まで」の次に「、第31条の7」を並べ、同1⑤から⑧までの規定中「第38条」を「第31条の7、第38条」に加え、同1⑧中「第8条」の次に「、第31条の6」を並べ、同1⑨中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に加え、同項⑩中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に加え、同条⑪の項中「岡山県立児童福祉施設条例」を「岡山県立成徳学校条例」に加え。

別表第三障害福祉課の部①の項②③中「第19条」の次に「、第26条の5」を並べ、同④中「第12条」の次に「、第26条、第26条の5」を加え、同⑤中「まで」の次に「、第26条の5」を加え、同⑥⑦中「第24条」の次に「、第26条の5」を加える。

別表第三長寿社会課の部⑤の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「(平成12年長寿第671号)」を並べ。

別表第三農産課の部⑧の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第4項、第6項」を「第5項、第7項」に加え。

別表第三畜産課の部①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「家畜市場開設日時」を「家畜市場の開場日等」に加え、同部⑲の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「者の」を「者に対する」に加え、同部⑲中「申立の」を「申立に係る」に加え、同部⑲中「物件」を「物品」に加え、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「と畜場使用時間」を「と畜場の受付時間、使用時間」に加え。

別表第三林政課の部①の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第6条第6項」を「第6条第7項」に加え、同部⑲の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第16条」の次に「、第19条」を並べ、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第15条」の次に「、第19条」を並べ、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第17条」の次に「、第19条」を並べ、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「決定(」の次に「第18条、」を並べ、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第21条第1項」を「第21条」に加え、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第22条第1項、第2項、第3項」を「第22条」に加え。

別表第三治工課の部⑥の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第79号)」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)」に加え。

別表第三水産課の部③の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第20条の2」を「第20条の3」に加え、同部⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「及び取用」を並べ、同部⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「危険防止」を「危険防止」に加え、同部⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第14条第1項から第4項まで」を「第14条」に加え。

別表第三道路整備課の部①の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第47条の3」を「第47条の4」に加え、同部⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第47条の5」を「第47条の6」に加え。

別表第三防災砂防課の部⑤の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に加え、同部①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「崩出」の次に「の受理」を加える。

別表第三都市計画課の部①の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第55条第4項」を「第55条第3項」に加え、同部⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「都市計画事業許可」を「都市計画事業の認可」に加え、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第6条」を「第9条」に加え。

別表第三建築指導課の部②の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「第43条第2項」を「第43条第1項」に加え、同部⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「承継」の次に「の承認」を加える。
別表第三住宅課の部③の項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺中「承継」の次に「の承認」を加える。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の六の項ハ中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項ニ中「第七条」を「第六条」に改め、同表の十四の項中ハを削り、ニをハとし、同表の二十二の項中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に改め、同項イ中「第十三条第一項」の下に、「第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項」を加え、「母子福祉資金の」を削り、同項ロ中「第十三条第三項」の下に、「第三十一条の六第三項及び第三十二条第二項」を加え、「母子福祉資金の」を削り、同項ハ中「第十五条」の下に「（法第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「母子福祉資金の」を削り、同項中ニからハまでを削り、トをニとし、チからカまでをホからルまでとし、同項ヨ中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に、「の規定による母子福祉資金の」を「（規則第二十三条において準用する場合を含む。）」の規定による「」に改め、同ヨを同項ヲとし、同項タ中「の規定による母子福祉資金の」を「（規則第二十三条において準用する場合を含む。）」の規定による「」に改め、同タを同項リとし、同レ中「の規定による母子福祉資金の」を「（規則第二十三条において準用する場合を含む。）」の規定による「」に改め、同レを同項カとし、同項ソ中「の規定による母子福祉資金のうちの修学資金に係る」を「（規則第二十三条において準用する場合を含む。）」の規定による「」に改め、同ソを同項ヨとし、同項ツ中「の規定による母子福祉資金の」を「（規則第二十三条において準用する場合を含む。）」の規定による「」に改め、同ツを同項タとし、同項ネからウまでを削る。

（岡山県財務規則の一部改正）

第四条 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号納入通知書（その一）（裏）及び様式第二十二号の二納付書（その一）（裏）中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第二十五号口座振替依頼書（裏）中

岡山県母子福祉資金貸付金	毎月末日
岡山県父子福祉資金貸付金	毎月末日

を

に改める。

岡山県母子福祉資金貸付金	毎月末日
岡山県父子福祉資金貸付金	毎月末日

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則及び第四条の規定による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。